

令和4年第1回定例会（2月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

令和4年2月24日  
総務部

【予算関係】

財政課	令和4年度当初予算に関する説明資料	・・・	1
総務課	県人会ネットワーク化推進事業について	・・・	6
人事課	民間企業人材活用事業について	・・・	8
税務課	税務総合システム大規模改修事業について	・・・	9
税務課	県税クラウドサービス導入事業について	・・・	11
広報広聴課	広報事業について	・・・	13
総合防災課	地域防災力強化事業について	・・・	15

【議案関係】

財政課	「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」 について（議案第67号）	・・・	17
広報広聴課	「秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案」について （議案第68号）	・・・	24



財政課

令和4年度当初予算  
に関する説明資料

( 議案第45号 )

令和4年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税	12,860,600	事業税（法人分） 6,607,000 ( 15,103,000 → 21,710,000 ) 地方消費税（譲渡割） 2,788,000 ( 16,887,000 → 19,675,000 ) 県民税（個人分） 1,113,000 ( 24,717,000 → 25,830,000 )	自動車税（種別割） △ 38,000 ( 13,120,000 → 13,082,000 )
2 地方消費税清算金	5,883,000	地方消費税清算金 5,883,000 ( 43,017,000 → 48,900,000 )	
3 地方譲与税	6,169,000	特別法人事業譲与税 6,118,000 ( 11,071,000 → 17,189,000 )	
4 地方特例交付金	△ 4,000		地方特例交付金 △ 4,000 ( 535,000 → 531,000 )
5 地方交付税	△ 5,997,000		地方交付税 △ 5,997,000 ( 198,642,000 → 192,645,000 )
6 交通安全対策特別交付金	△ 5,000		交通安全対策特別交付金 △ 5,000 ( 298,000 → 293,000 )
7 分担金及び負担金	△ 80,038	農林水産業費負担金 89,038 ( 1,060,122 → 1,149,160 )	農林水産業費分担金 △ 125,845 ( 854,161 → 728,316 ) 土木費負担金 △ 49,968 ( 384,872 → 334,904 )
8 使用料及び手数料	△ 167,959	警察管理手数料 44,004 ( 827,614 → 871,618 )	畜産業手数料 △ 132,437 ( 179,415 → 46,978 ) 高等学校使用料 △ 49,375 ( 2,189,673 → 2,140,298 )
9 国庫支出金	12,994,071	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,816,702 ( 0 → 5,816,702 ) 地方道路交付金事業費 2,056,501 ( 4,567,419 → 6,623,920 ) 介護職員処遇改善支援事業費 1,225,208 ( 0 → 1,225,208 ) 基盤整備促進事業費 807,613 ( 23,247 → 830,860 ) 参議院議員選挙費 662,268 ( 0 → 662,268 )	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 802,720 ( 802,720 → 0 ) あきた芸術劇場整備事業費 △ 747,760 ( 747,760 → 0 ) 農地中間管理機構関連事業費 △ 591,539 ( 746,225 → 154,686 )
10 財産収入	△ 48,479	畜産物売払収入 6,547 ( 85,378 → 91,925 )	土地売払収入 △ 47,080 ( 80,949 → 33,869 ) 建物貸付収入 △ 10,867 ( 262,067 → 251,200 )
11 寄附金	29,615	文化振興事業費 27,500 ( 0 → 27,500 )	

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
12 繰 入 金	12,801,401	財政調整基金繰入金 6,228,000 ( 1,177,000 → 7,405,000 ) 地域活性化対策基金繰入金 4,000,000 ( 0 → 4,000,000 ) 減債基金繰入金 3,000,000 ( 7,000,000 → 10,000,000 )	農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 1,220,779 ( 1,220,779 → 0 )
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	△ 6,115,143	農業次世代人材投資資金 190,406 ( 435,554 → 625,960 )	あきた芸術劇場整備事業費 △ 3,596,781 ( 3,769,270 → 172,489 ) 県制度資金貸付金元利収入 △ 1,979,575 ( 34,490,879 → 32,511,304 )
15 県 債	△ 11,880,068	土木自然災害防止事業費 2,414,600 ( 2,281,500 → 4,696,100 ) 高等学校整備事業費 1,920,200 ( 3,628,900 → 5,549,100 ) 地方道路等整備事業費 1,941,500 ( 4,365,000 → 6,306,500 )	臨時財政対策債 △ 19,516,000 ( 28,035,000 → 8,519,000 ) あきた芸術劇場整備事業費 △ 3,805,200 ( 3,905,200 → 100,000 )
合 計	26,440,000	562,200,000 → 588,640,000	

令和4年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	13,225	議会映像記録設備整備事業 14,745 ( 0 → 14,745 )	議員報酬費 △ 5,526 ( 621,544 → 616,018 )
2 総務費	△ 8,211,281	参議院議員選挙費 662,268 ( 0 → 662,268 ) 県有体育施設整備・改修事業 496,466 ( 283,871 → 780,337 ) 航空需要回復・新規開拓事業 481,300 ( 0 → 481,300 )	あきた芸術劇場整備事業 △ 8,330,014 ( 8,868,878 → 538,864 ) 県税収入に係る還付金及び還付加算金 △ 1,900,000 ( 2,800,000 → 900,000 ) 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 802,720 ( 802,720 → 0 )
3 民生費	4,863,179	介護職員処遇改善支援事業 1,232,500 ( 0 → 1,232,500 ) 新複合化相談施設整備事業 1,069,603 ( 356,141 → 1,425,744 ) 地域医療介護総合確保基金積立金 621,064 ( 100 → 621,164 ) 障害者総合支援法等推進事業 420,549 ( 49,621 → 470,170 ) 後期高齢者医療給付費負担金 374,433 ( 11,714,205 → 12,088,638 )	老人福祉施設等環境整備事業 △ 132,600 ( 609,745 → 477,145 ) 地域介護福祉施設等整備事業 △ 110,916 ( 596,225 → 485,309 )
4 衛生費	642,557	看護職員等処遇改善事業 246,048 ( 0 → 246,048 ) 生活基盤施設耐震化等交付金事業 165,551 ( 653,732 → 819,283 ) 医療提供体制整備費補助事業 147,513 ( 0 → 147,513 ) 難病等医療費助成事業 140,956 ( 1,443,250 → 1,584,206 )	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 146,540 ( 4,354,331 → 4,207,791 )
5 労働費	117,155	職業転換促進事業 32,000 ( 0 → 32,000 ) 職業能力開発支援事業 26,061 ( 533,906 → 559,967 ) 人材確保・定着推進事業 23,009 ( 30,945 → 53,954 ) 職業能力開発校管理費 22,281 ( 79,500 → 101,781 )	給与費 △ 9,223 ( 441,892 → 432,669 )
6 農林水産業費	6,752,413	水利施設整備事業 2,253,043 ( 432,915 → 2,685,958 ) 治山事業 1,376,881 ( 1,969,925 → 3,346,806 ) 経営体育成基盤整備事業 800,783 ( 9,511,230 → 10,312,013 ) 農地耕作条件改善事業 784,145 ( 6,500 → 790,645 ) 農村地域防災減災事業 713,034 ( 2,079,397 → 2,792,431 )	基幹水利施設ストックマネジメント事業 △ 1,324,191 ( 1,324,191 → 0 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
7 商 工 費	△ 159,596	経営安定資金貸付事業 1,704,919 ( 22,764,992 → 24,469,911 ) あきた企業立地促進助成事業 551,464 ( 1,016,145 → 1,567,609 ) 商店街・飲食店街等支援事業 445,642 ( 0 → 445,642 ) 輸送機産業電動化等対応促進事業 356,244 ( 0 → 356,244 ) 観光施設魅力向上事業 267,845 ( 203,361 → 471,206 )	中小企業振興資金貸付事業 △ 3,568,247 ( 12,153,718 → 8,585,471 )
8 土 木 費	8,705,569	地方道路交付金事業費 3,316,498 ( 7,902,600 → 11,219,098 ) 県単河川改良事業 2,242,307 ( 1,890,680 → 4,132,987 ) 県単河川等環境維持修繕事業 967,030 ( 1,004,180 → 1,971,210 ) 道路除雪事業 955,496 ( 4,944,504 → 5,900,000 ) 河川改修事業 674,800 ( 2,911,200 → 3,586,000 )	河川災害復旧助成事業 △ 849,169 ( 849,169 → 0 )
9 警 察 費	2,605,391	運転免許センター及び交通機動隊庁舎改築事業 2,471,316 ( 152,417 → 2,623,733 )	ヘリコプター維持管理事業 △ 737,546 ( 877,855 → 140,309 )
10 教 育 費	4,594,075	国際教養大学施設設備等整備事業 1,844,369 ( 0 → 1,844,369 ) 大曲高等学校整備事業 1,108,777 ( 678,300 → 1,787,077 ) 鹿角小坂地区統合校整備事業 927,989 ( 224,794 → 1,152,783 ) 秋田県立大学アグリイノベーション教育研究センター事業 530,056 ( 0 → 530,056 )	教育委員会給与費 △ 1,084,896 ( 85,832,562 → 84,747,666 )
11 災 害 復 旧 費	△ 1,951,579		県単災害復旧事業 △ 911,700 ( 1,328,800 → 417,100 ) 過年発生土木災害復旧事業 △ 810,578 ( 1,278,014 → 467,436 )
12 公 債 費	2,845,892	公債費（元金） 3,714,467 ( 87,174,676 → 90,889,143 )	公債費（利子） △ 869,122 ( 8,299,207 → 7,430,085 )
13 諸 支 出 金	5,623,000	地方消費税清算金 2,523,000 ( 17,862,000 → 20,385,000 ) 地方消費税交付金 2,285,000 ( 21,741,000 → 24,026,000 )	
14 予 備 費			
合 計	26,440,000	562,200,000 → 588,640,000	

# 県人会ネットワーク化推進事業について

総務課

## 1 事業目的

秋田県の認知向上や交流人口の拡大につなげるため、県と県人会、県人会相互のネットワーク化を図りながら、県人会と連携して県外における秋田の魅力や情報の発信などの取組を行うとともに、県人会によるふるさと秋田の応援活動や県人会相互の交流を促進する。

## 2 事業内容

### (1) 県と県人会の協働・連携による取組の実施

#### ① 県と県人会の双方向による秋田関連情報の収集・発信

- ・ 県人会ホームページ「あきたじん」の運営（県人会への入会申込み受付）
- ・ 「あきたじん通信」の発行

県から、移住・定住関連情報やAターン情報などを提供

県人会から、県にゆかりのある方々の様々な活動やイベント情報を提供

#### ② イベントなどを通じた県人会との連携

- ・ 全国ふるさと県人会まつり（名古屋市）における共同ブースの設置・運営など、県と県人会が連携して行う取組を推進

#### ③ 県人会等交流推進員の配置

- ・ 本庁と東京事務所、名古屋、大阪、福岡に「県人会等交流推進員」を配置し、全国各地の県人会情報の収集や、情報発信などを通じて県人会相互のネットワーク化を促進

### (2) 北海道地区における県人会との連携促進（拡充）

従来にあきた情報プラザの運営を中心にした支援から、道内各県人会の活動の活性化のための支援を重点的に行う。

- ① 県人会が道内各地で開催・参加するイベント等において、県の施策や観光情報を連携してPR



- ② 開催・参加したイベントの様子や、秋田県に関するイベント取材した情報を、県人会のウェブサイト「あきたじん」や、「フェイスブック秋田県人会」等により発信
- ③ 道内県人会相互の交流・情報交換の促進

### 3 予算額

8,385千円（ $\oplus$  12千円、 $\ominus$  8,373千円）

・報酬、手当	4,576千円
・旅費等	853千円
・委託料	2,956千円

### 【参考】

#### 首都圏あきたSNSネットワーク等との連携の強化

- ① 今年度設立された「首都圏あきたSNSネットワーク」との連携強化による情報発信の強化、情報共有や交流促進の拡大
- ② 首都圏在住の秋田出身の若者が結成した団体等の取り込みによる若年世代の参加の促進



# 民間企業人材活用事業について

人事課

## 1 事業目的

観光振興や移住など地方創生に資する豊富な知見やノウハウを有する全日本空輸株式会社及び日本航空株式会社の社員を受け入れ、民間企業の視点やそのノウハウを活用することにより、職員の意識改革を促すとともに、施策・事業の充実や効果的な展開につなげる。

## 2 事業内容

- (1) 受入人数：4人(全日本空輸株式会社、日本航空株式会社)
- (2) 受入期間：1年間
- (3) 業務内容：観光振興、移住促進 等

## 3 予算額

32,000千円(⊖ 負担金補助 32,000千円)

内訳：8,000千円(上限額)×4人

※ 人件費のほか、赴任・帰任旅費、派遣元での情報収集等に係る旅費等を含む。

# 税務総合システム大規模改修事業について

税務課

## 1 目的

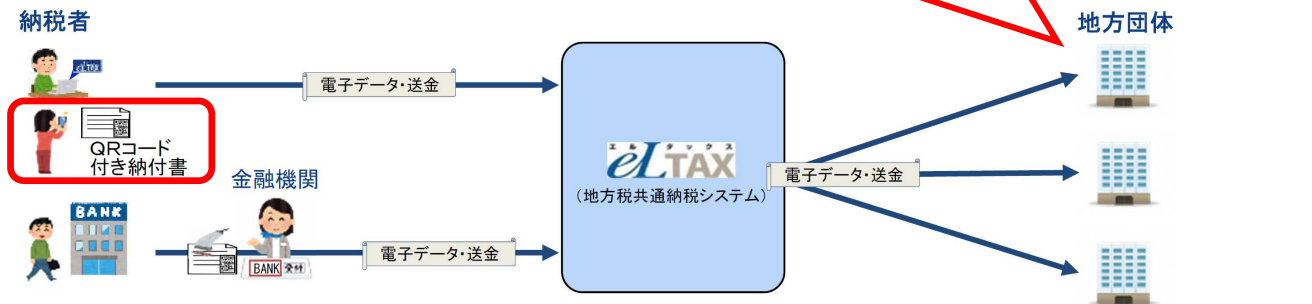
税制改正による令和5年度からの地方税共通納税システムの納税対象税目の拡大及び地方税統一QRコードの納付書への印字対応並びに自動車保有関係手続きのワンストップサービスの軽自動車への拡大について、税務総合システムに当該措置に関して必要な処理を追加する等の改修を委託する必要がある。

## 2 概要

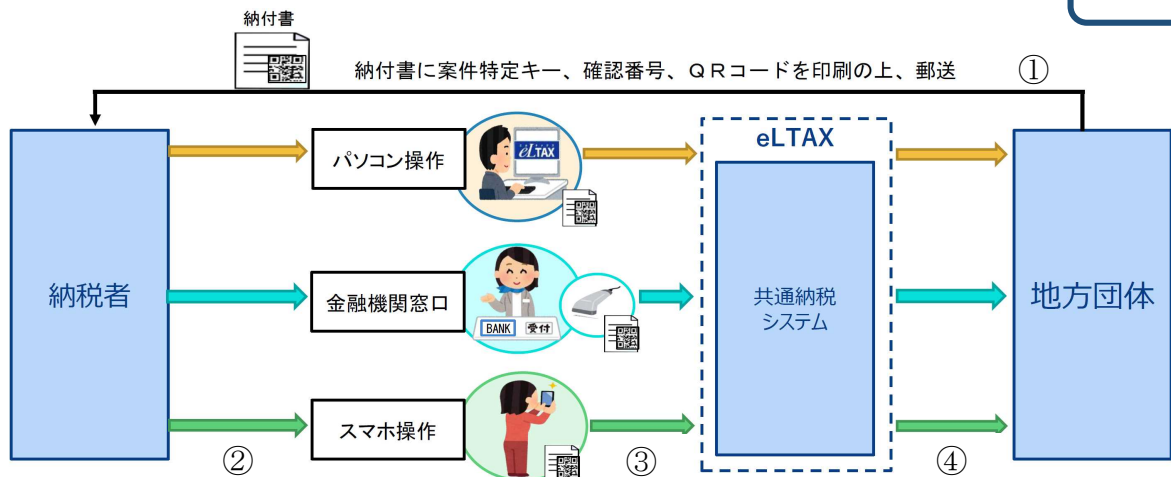
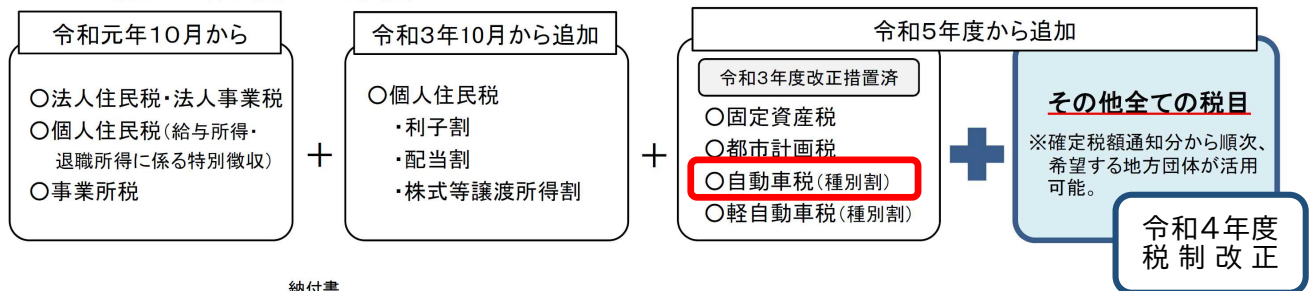
### (1) 改修内容

- ① 税制改正に係る「地方税共通納税システムの税目拡大」と「地方税統一QRコードの納付書への印字」への対応

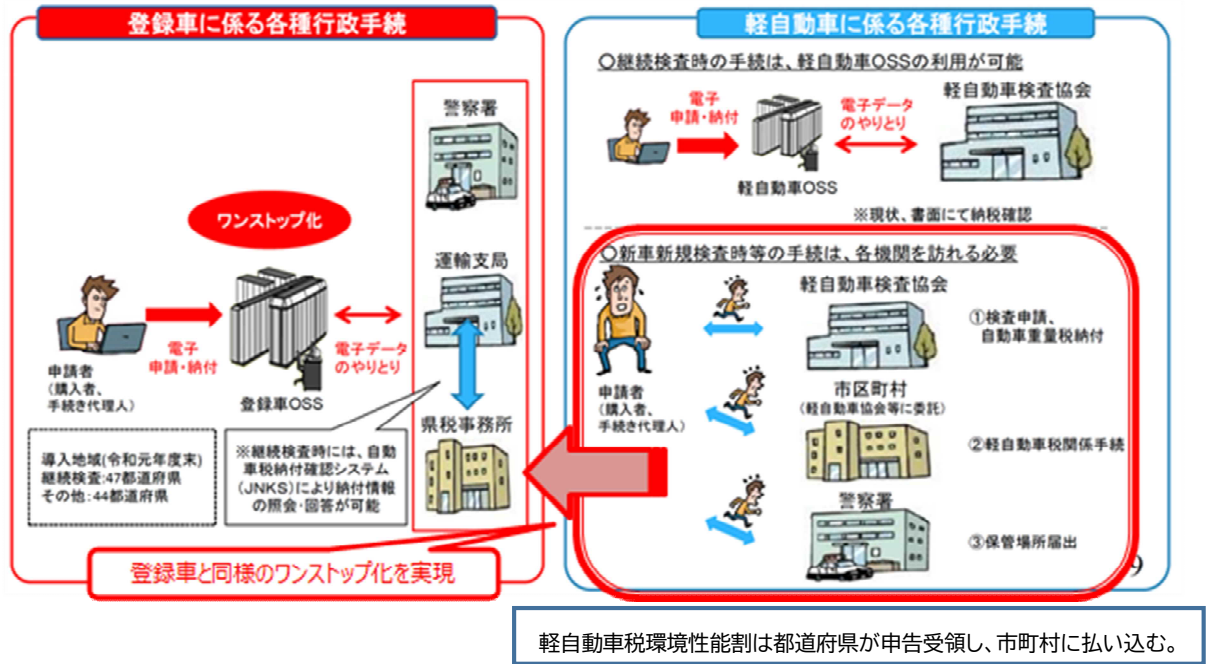
#### ■eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



#### ■eLTAXを通じた電子納付の対象税目



- ② 自動車保有関係手続きのワンストップサービス(通称：OSS)について、軽自動車へのサービス拡大への対応



(2) 委託先

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ (現行システム開発業者) 等

(3) 委託内容

- ① 税務総合システムの次のプログラム作成等
  - ア 地方税共通納税システムとのデータ連携の機能追加
  - イ 軽自動車ワンストップサービスとのデータ連携等機能の新規構築
  - ウ 画面・帳票のレイアウト変更、項目追加
- ② プログラム作成後の動作テストの実施

3 当初予算額

116,699千円

(内訳) 委託料

- ・地方税共通納税システムの税目拡大・QRコード印字への対応 56,749千円
- ・軽自動車ワンストップサービスへの対応 53,401千円
- ・その他(サーバ機器セキュリティ対策等) 6,549千円

4 スケジュール

	令和4年度	令和5年度
地方税共通納税システム税目拡大・地方税統一QRコード印字への対応	R4年4月～R5年3月 システム改修	R5年4月～ 運用開始
ワンストップサービス 軽自動車拡大対応	R4年4月～12月 システム改修	R5年1月～ 運用開始

# 県税クラウドサービス導入事業について（新規）

税務課

## 1 目 的

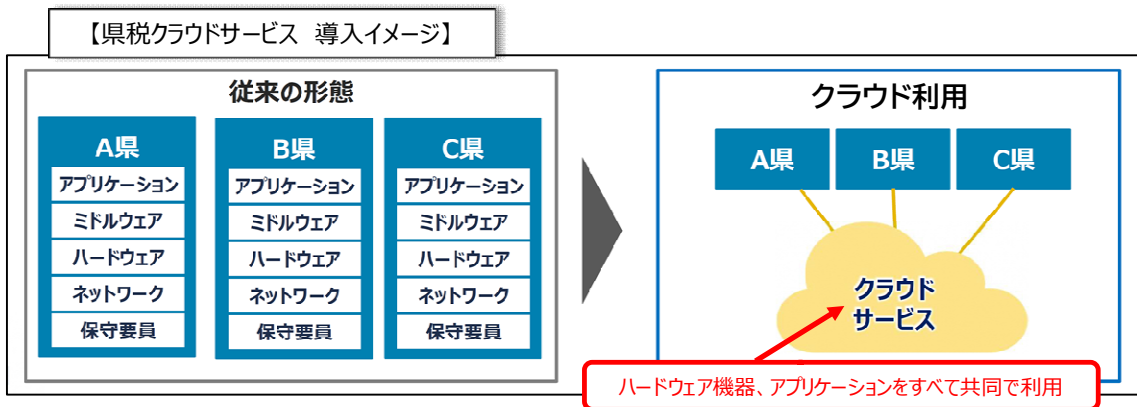
現行の税務総合システムについては、近年の大幅な税制改正及び納税環境整備に伴い、大規模なシステム改修が必要となり、大きな財政負担となっているほか、事務処理の負担となっている。

こうしたことから、標準化された県税システムを複数県がクラウドで共同利用するサービスの導入により、システム改修コストを含めた運用コストの大幅な縮減等を図る。

## 2 概 要

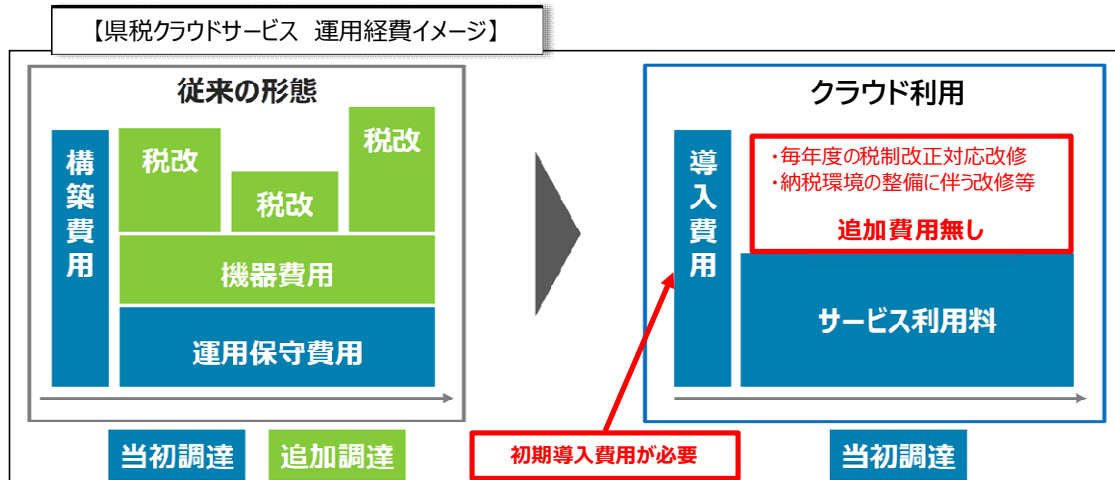
### (1) 導入内容

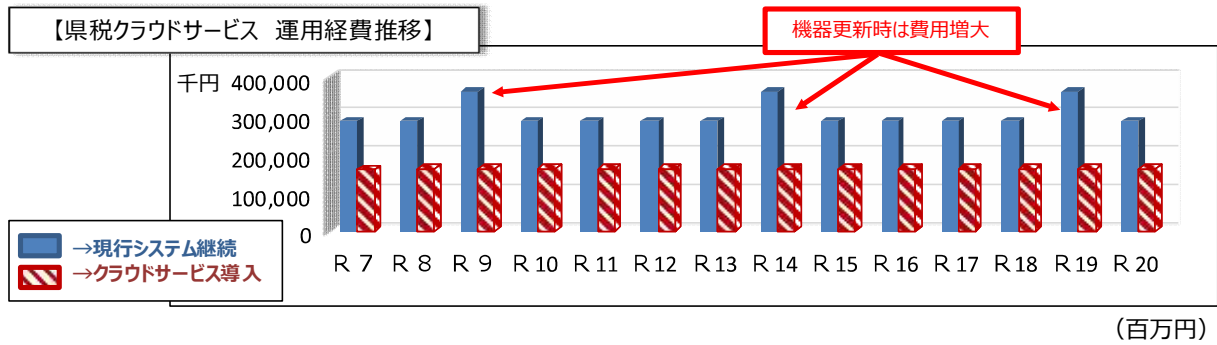
- ① ハードウェア(サーバ機器)の独自調達からクラウド利用へ切替
- ② 独自のアプリケーションからクラウドによる共同利用への切替



### (2) 導入効果

- ① 税制改正等システム改修費用の削減（税制改正及び納税環境整備等）
- ② 機器費用の削減（機器使用料及び機器更改時の作業費用等）
- ③ システム運用保守費用の削減





	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
現行システム	286	286	363	286	286	286	286	363	286	286	286	286	363	286
クラウドサービス	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161

### (3) 導入方法

企画提案競技方式（プロポーザル）による総合評価での業者選定

### (4) 委託内容

- ① クラウドサービスの導入構築
- ② 外部の機関やシステムとのデータ連携構築
- ③ 税率等設定後の動作テストの実施
- ④ 現行システムからクラウドサービスへのデータ移行作業

## 3 予算額

### (1) 継続費

総 額：499,224千円

年 度：令和4年度～令和6年度

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	総 額
年割額(千円)	55,242	242,451	201,531	499,224

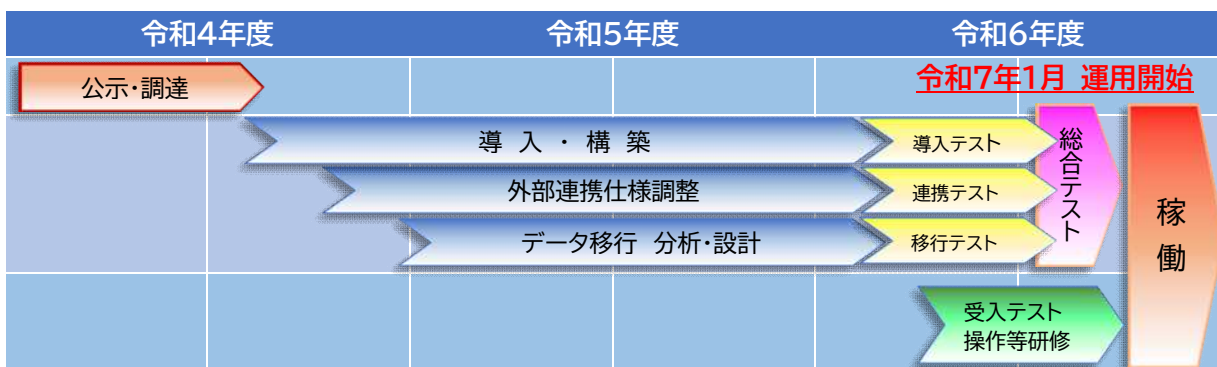
### (2) 当初予算額

55,578千円

(内訳) 委託料：55,242千円（サービス導入構築等）

職員旅費： 336千円 ※. 継続費対象外

## 4 スケジュール



## 広報事業について

広報広聴課

### 1 事業目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報を実施する。

### 2 事業内容

#### (1) 広報紙等メディアミックス事業（新規）

広報紙・新聞広報とソーシャルメディアを連携させ、県政情報を発信する。

- ① **ソーシャルメディア**  
ツイッター・フェイスブック・ノートによる投稿、SNS広告
- ② **全戸配布広報紙**  
年6回(奇数月)、8ページ、413千部印刷・配布
- ③ **新聞広報**  
年4回掲載(四半期ごと)、地元紙3紙、全5段
- ④ **職員研修**  
年3回開催

#### (2) 電波媒体メディアミックス事業（新規）

テレビ広報・ラジオ広報とソーシャルメディアを連携させ、県政情報を発信する。

- ① **ソーシャルメディア**  
ユーチューブによる短編動画の配信、ツイッター・フェイスブックによる投稿、SNS広告
- ② **テレビ広報**  
県内民放3局、年12回(月1回)放送
- ③ **ラジオ広報**  
県内民放FM1局、年24回(月2回)放送

#### (3) ウェブサイト点検・評価事業（新規）

県のウェブサイト全体の内容や運用について、外部の専門的機関に委託し、利用者の視点から点検・評価を行うとともに、コンサルティングや職員向けオンラインセミナーを実施する。

- ① **点検・評価**  
対 象：県が管理・運営するウェブサイト(計80)  
内 容：情報の有用性、使いやすさ、更新状況、ターゲット設定など
- ② **コンサルティング**  
専門のアドバイザーに個別相談(計4回)
- ③ **職員向けオンラインセミナー**  
点検・評価やコンサルティングの結果等を講師が解説(計3回)

<委託先>

(公社)日本広報協会(予定)



### 3 予算額

67,229千円 (増3,841千円、減63,388千円)

※うち債務負担行為設定済み額 役務費・委託料 59,792千円

(1) 広報紙等メディアミックス事業 50,674千円

報償費・旅費	72千円
役務費	23,527千円
委託料	27,075千円

(2) 電波媒体メディアミックス事業 14,384千円

報償費・旅費等	202千円
委託料	14,182千円

(3) ウェブサイト点検・評価事業 2,171千円

旅費・需用費	141千円
委託料	2,030千円

# 地域防災力強化事業について

総合防災課

## 1 事業目的

近年、頻発化・激甚化する自然災害に備えるため、自主防災組織の育成強化や住民の防災訓練参加などにより、地域における地域防災力の更なる強化を図る。

## 2 事業内容

### (1) 自主防災組織育成強化事業 【394千円】

県防災士会に所属する防災士を防災アドバイザーとして自治会や町内会などに派遣し、自主防災組織の組織運営指導等を行うことにより更なる新規結成を促す。

[内訳] 報償費 120千円 旅費等 274千円

### (2) 防災訓練事業 【1,339千円】

県と市町村の共催による総合防災訓練及び冬期防災訓練を実施することにより住民等の防災意識の醸成を図る。

①総合防災訓練 開催日：令和4年8月(予定)

開催地：秋田市

②冬期防災訓練 開催日：令和5年2月(予定)

開催地：大館市

[内訳] 需用費 39千円 負担金 1,300千円

### (3) 防災士養成事業(新規) 【493千円】

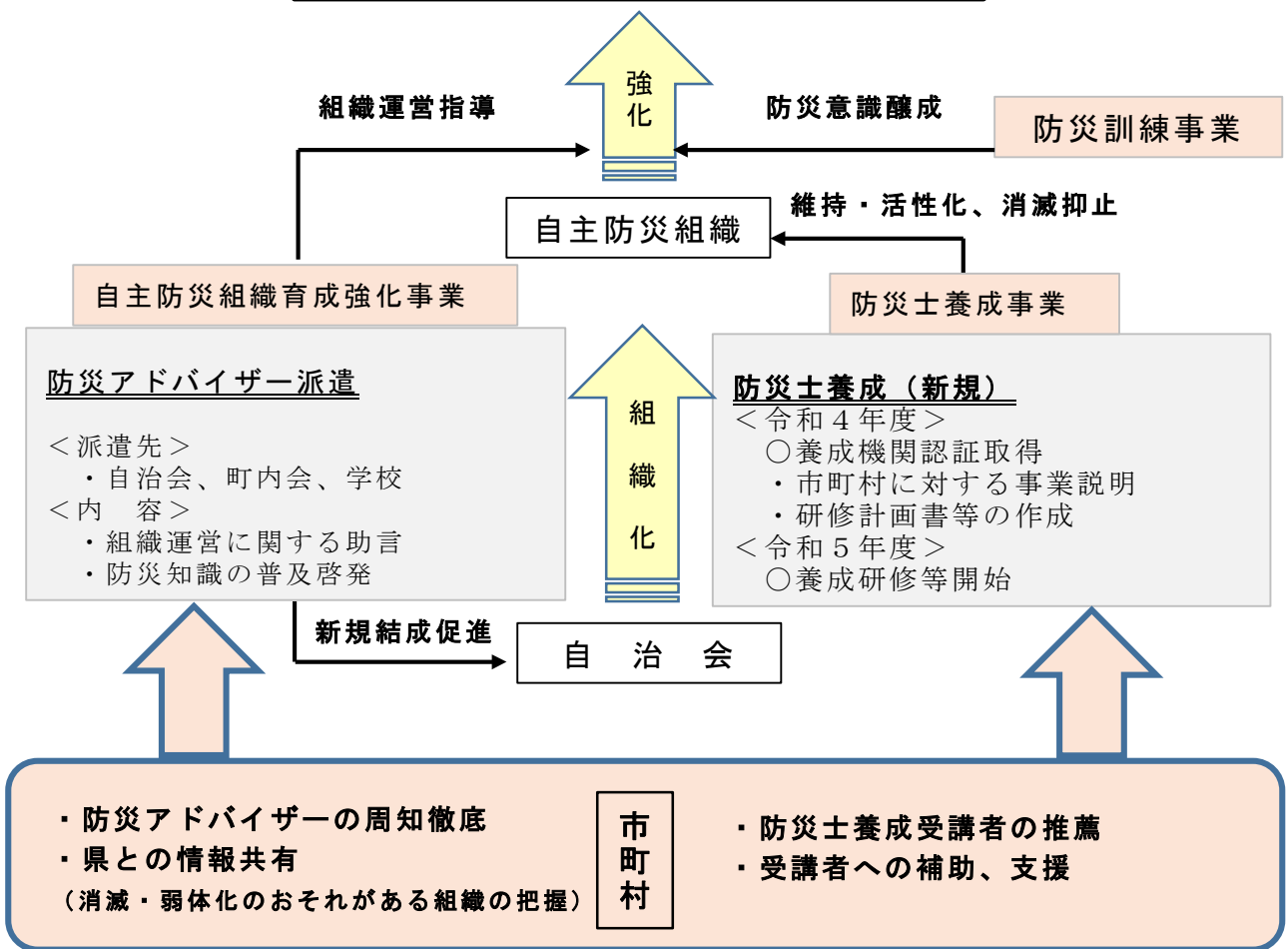
高齢化・人口減少に伴う自主防災リーダーの担い手不足等により自主防災組織の消滅が増加している状況にあることから、地域で防災力向上のために活動できる防災士を養成し、自主防災組織の維持・活性化及び消滅抑止を図る。

なお、令和4年度は県自らが防災士養成研修実施機関としての認証取得に向けて取り組む。

[内訳] 旅費 485千円 需用費等 8千円

# 地域防災力の強化

(自主防災組織率の向上)



# 「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」 について（議案第67号）

財政課

## 1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第32号）の施行により、行政書士試験の受験の出願等に係る手数料の額を改定する必要がある。

## 2 改正内容

### (1) 行政書士法関係手数料（第2条関係）

行政書士試験の受験の出願に係る手数料の額を1件につき10,400円（現行7,000円）に引き上げることとする。

### (2) 電気工事士法関係手数料（第14条関係）

電気工事士免状の書換えの申請に係る手数料の額を1件につき2,700円（現行2,100円）に引き上げることとする。

### (3) 高圧ガス保安法関係手数料（第18条関係）

製造保安責任者試験及び販売主任者試験の受験の出願に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。

（1件につき）

区分	改正前	改正後
製造保安責任者試験の受験の出願		
乙種化学責任者免状に係るもの （電子申請の場合）	9,300円 （8,800円）	11,600円 （11,100円）
丙種化学責任者免状に係るもの （電子申請の場合）	8,700円 （8,200円）	10,300円 （9,800円）

乙種機械責任者免状に係るもの (電子申請の場合)	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
第二種冷凍機械責任者免状に係るもの (電子申請の場合)	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
第三種冷凍機械責任者免状に係るもの (電子申請の場合)	8,700円 (8,200円)	10,300円 (9,800円)
販売主任者試験の受験の出願		
第一種販売主任者免状に係るもの (電子申請の場合)	7,900円 (7,400円)	9,000円 (8,500円)
第二種販売主任者免状に係るもの (電子申請の場合)	6,200円 (5,700円)	7,200円 (6,700円)

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料（第19条関係）

保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請等に係る手数料の額を次のとおり改定することとする。

(1件につき)

区分	改正前	改正後
保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請のうち当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上のもの	110,000円	98,000円
貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

液化石油ガス設備士試験の受験の出願 (電子申請の場合)	21,400円  (20,900円)	23,200円  (22,700円)
--------------------------------	--------------------------	--------------------------

(5) 宅地建物取引業法関係手数料（第25条関係）

宅地建物取引士資格試験の受験の出願に係る手数料の額を1件につき8,200円（現行7,000円）に引き上げることとする。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、2(2)は、令和5年1月1日から施行することとする。

新	旧
<p>(行政書士法関係手数料)</p> <p>第二条 県は、行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下この条において「法」という。)第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の受験の出願をする者から、一件につき一万四百円の手数料を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(電気工事士法関係手数料)</p> <p>第十四条 県は、電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号。以下この条において「法」という。)及び電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号。以下この条において「令」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換えの申請 <u>二千七百円</u></p> <p>(高圧ガス保安法関係手数料)</p> <p>第十八条 県は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。)及び高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一〜十三 略</p> <p>十四 令第十八条第二項第一号のイ 乙種化学責任者免状に係</p>	<p>(行政書士法関係手数料)</p> <p>第二条 県は、行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下この条において「法」という。)第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の受験の出願をする者から、一件につき七千円の手数料を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(電気工事士法関係手数料)</p> <p>第十四条 県は、電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号。以下この条において「法」という。)及び電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号。以下この条において「令」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換えの申請 <u>二千円</u></p> <p>(高圧ガス保安法関係手数料)</p> <p>第十八条 県は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。)及び高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一〜十三 略</p> <p>十四 令第十八条第二項第一号のイ 乙種化学責任者免状に係</p>

規定に基づく法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の受験の出願

る製造保安責任者試験 一  
万千六百元（情報通信技術  
を活用した行政の推進等に  
関する法律（平成十四年法  
律第五十一号）第六条第  
一項の規定により同項に規  
定する電子情報処理組織を  
使用して受験願書を提出す  
る場合（以下この条及び次  
条において「電子情報処理  
組織により受験願書を提出  
する場合」という。）にあ  
っては、一万千百円）

ロ 丙種化学責任者免状に係  
る製造保安責任者試験 一  
万三百円（電子情報処理組  
織により受験願書を提出す  
る場合にあつては、九千八  
百円）

ハ 乙種機械責任者免状に係  
る製造保安責任者試験 一  
万千六百元（電子情報処理  
組織により受験願書を提出  
する場合にあつては、一万  
千百円）

ニ 第二種冷凍機械責任者免  
状に係る製造保安責任者試  
験 一万千六百元（電子情  
報処理組織により受験願書  
を提出する場合にあつては

規定に基づく法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の受験の出願

る製造保安責任者試験 九  
千三百円（情報通信技術  
を活用した行政の推進等に  
関する法律（平成十四年法  
律第五十一号）第六条第  
一項の規定により同項に規  
定する電子情報処理組織を  
使用して受験願書を提出す  
る場合（以下この条及び次  
条において「電子情報処理  
組織により受験願書を提出  
する場合」という。）にあ  
っては、八千八百円）

ロ 丙種化学責任者免状に係  
る製造保安責任者試験 八  
千七百円（電子情報処理組  
織により受験願書を提出す  
る場合にあつては、八千二  
百円）

ハ 乙種機械責任者免状に係  
る製造保安責任者試験 九  
千三百円（電子情報処理  
組織により受験願書を提出  
する場合にあつては、八千  
八百円）

ニ 第二種冷凍機械責任者免  
状に係る製造保安責任者試  
験 九千三百円（電子情  
報処理組織により受験願書  
を提出する場合にあつては



、一万千円)

ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三百円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九千八百円)

十五 法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の受験の出願

イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 九千円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円)

ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七千二百円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、六千七百円)

十六〜二十略  
2・3略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料)

第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一〜六略

、八千八百円)

ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千二百円)

十五 法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の受験の出願

イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七千九百円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千四百円)

ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 六千二百円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、五千七百円)

十六〜二十略  
2・3略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料)

第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一〜六略

<p>七 法第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の場合 九万八千円</p> <p>八 略</p> <p>九 法第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請</p> <p>十 十九 略</p> <p>二十 法第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の受験の出願</p> <p>二万三千二百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、二千二百円）</p> <p>2・3 略</p> <p>(宅地建物取引業法関係手数料)</p> <p>第二十五条 県は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の受験の出願 八千二百円</p> <p>四 七 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>七 法第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の場合 九万八千円</p> <p>八 略</p> <p>九 法第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請</p> <p>十 十九 略</p> <p>二十 法第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の受験の出願</p> <p>二万四千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、二千二百円）</p> <p>2・3 略</p> <p>(宅地建物取引業法関係手数料)</p> <p>第二十五条 県は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の受験の出願 七千円</p> <p>四 七 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>七 法第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の場合 十一万円</p> <p>八 略</p> <p>九 法第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請</p> <p>十 十九 略</p> <p>二十 法第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の受験の出願</p> <p>二万四千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、二千二百円）</p> <p>2・3 略</p> <p>(宅地建物取引業法関係手数料)</p> <p>第二十五条 県は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の受験の出願 七千円</p> <p>四 七 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>七 法第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の場合 十一万円</p> <p>八 略</p> <p>九 法第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請</p> <p>十 十九 略</p> <p>二十 法第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の受験の出願</p> <p>二万四千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、二千二百円）</p> <p>2・3 略</p> <p>(宅地建物取引業法関係手数料)</p> <p>第二十五条 県は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の受験の出願 七千円</p> <p>四 七 略</p> <p>2・3 略</p>

「秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案」について

広報広聴課

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により所要の規定の整備を行う等の必要がある。

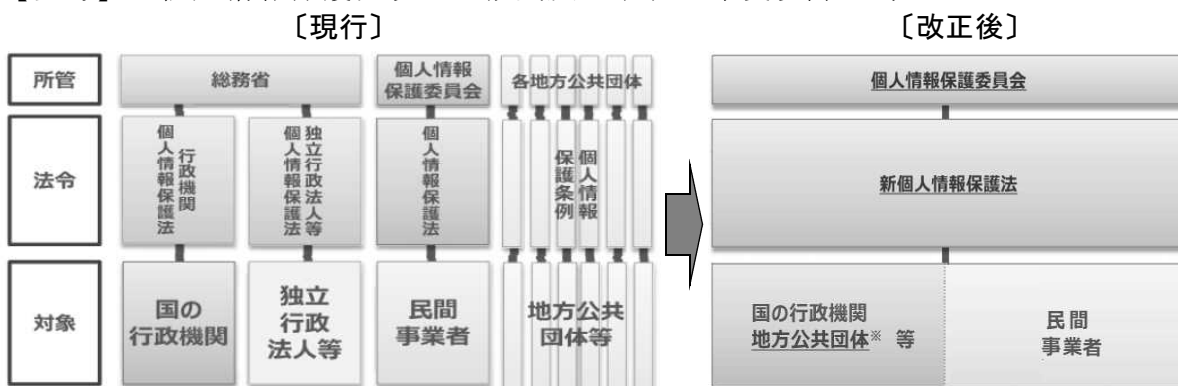
2 改正内容

- (1) 事業者のうち法人その他の団体から除くこととしている独立行政法人等について、所要の規定の整備を行うこととする。（第2条関係）
- (2) 実施機関等が扱う個人情報の保護の規定を適用除外とする個人情報について、所要の規定の整備を行うこととする。（第33条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、2(3)は、公布の日から施行することとする。

【参考】 個人情報保護法改正の概要及び令和4年度以降の対応



※国等は令和4年4月1日から、地方公共団体等は令和5年5月19日までの政令で定める日から施行

1 法改正の趣旨

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図るため、個人情報保護制度について全国的な共通ルールを法律で規定する。

2 条例の改廃

各地方公共団体では、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報保護法施行条例を策定し、法律の範囲内で必要事項を規定する。

3 今後のスケジュール

- 令和4年9月 法施行条例素案を議会に説明、パブリックコメント実施
- 令和4年12月 条例案を議会に提出
- 令和5年4月(5月19日までの間) 条例施行

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>四・五 略</p> <p>第三十三条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>一 法令の規定により個人情報の保護に関する法律第五章の規定が適用されない個人情報</p> <p>二 略</p> <p>三 この章（第一節を除く。）の規定は、法令の規定により個人情報保護に関する法律第五章第四節の規定が適用されない個人情報（第一項第一号に掲げる個人情報を除く。）については、適用しない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（情報提供等の記録についての特例）</p> <p>第三十三条の三 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>四・五 略</p> <p>第三十三条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>一 法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定が適用されない個人情報</p> <p>二 略</p> <p>三 この章（第一節を除く。）の規定は、法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の規定が適用されない個人情報（第一項第一号に掲げる個人情報を除く。）については、適用しない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（情報提供等の記録についての特例）</p> <p>第三十三条の三 略</p>

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする前項に規定する特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条の六	略
当該個人情報の提供先	略
内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）	

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする前項に規定する特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条の六	略
当該個人情報の提供先	略
総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）	

総務企画委員会・分科会提出資料

予算及び付託議案審査関係資料

令和4年2月28日  
財政課

# 令和4年度補正予算

(令和4年2月28日追加提案分)に関する説明資料

(議案第102号)

令和4年度補正予算（令和4年2月28日追加提案分） 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	22,922,038	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 14,340,398 ( 0 → 14,340,398 ) 地域観光事業支援費 5,508,813 ( 0 → 5,508,813 ) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,237,137 ( 5,816,702 → 8,053,839 )	
10 財産収入		1 地域医療介護総合確保基金利子収入 1 ( 93 → 94 )	
11 寄附金			
12 繰入金	2,485,473	財政調整基金繰入金 2,373,494 ( 7,405,000 → 9,778,494 )	
13 繰越金			
14 諸収入	6,190	新興感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症分） 6,000 ( 0 → 6,000 )	
15 県債			
合 計	25,413,702	588,640,000 → 614,053,702	

令和4年度補正予算（令和4年2月28日追加提案分） 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費			
3 民 生 費	3,024,856	日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業 1,746,767 ( 0 → 1,746,767 ) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業 943,580 ( 0 → 943,580 )	
4 衛 生 費	16,880,033	新興感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症分） 10,599,424 ( 0 → 10,599,424 ) 新型コロナウイルス感染症対策事業 6,221,011 ( 0 → 6,221,011 )	
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費			
7 商 工 費	5,508,813	観光による消費拡大緊急対策事業 5,508,813 ( 97,171 → 5,605,984 )	
8 土 木 費			
9 警 察 費			
10 教 育 費			
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	25,413,702	588,640,000 → 614,053,702	



## 財政の中期見通しについて

令和4年3月2日

財 政 課

### 1 中期見通しとは

将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営を行うことを目的に、毎年当初予算編成時点（当初予算が骨格の場合は肉付け後）に作成している今後5年間の歳入歳出の見通し。

今回は、一定の経済成長を前提に、今後予定されている大規模事業の計画等を踏まえ試算した。

### 2 試算の結果

別紙のとおり

<ポイント>

- 県税は令和5年度以降、経済成長に伴って増加する見込み。また、実質的な地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）は、地方財政計画上一般財源総額が確保されることを前提に、本県の人口減少に応じて減少し、総じて一般財源総額は減少していく見込み。
- 人件費は定年延長の影響により制度が完成する令和13年度まで退職人数に応じ退職手当が増加又は減少する見込み。また、公債費はほぼ横ばいで推移する見込みだが、社会保障関係経費は一貫して増加していく見込み。
- 令和3年度及び令和4年度は、コロナ対策事業が政策的経費等に含まれている。令和5年度以降はコロナの一定の収束を見込み積算している。
- 歳出総額と歳入総額の差である財源不足額は、令和5年度以降△74億円から△267億円で推移する見込み。

### 3 今後の財政運営

人口減少による地方交付税の減少等により、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

こうした中であっても、人口減少問題の克服等の県政課題に対応した新秋田元気創造プランに基づく施策を着実に推進していくため、歳出の不断の見直し、国等の支援制度の活用、市町村や民間等の多様な主体との協働をなお一層進めることで、プライマリーバランスの黒字と一定の基金残高の確保を図り、健全な財政運営に努める。

(単位：億円)

		R 3年度 (6月補正後)		R 4年度		R 5年度		R 6年度		R 7年度		R 8年度		R 9年度	
		予算額	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	
歳入	県 税	871	1,000	14.8	1,007	0.7	1,008	0.1	1,014	0.6	1,018	0.4	1,021	0.3	
	地方消費税清算金	430	489	13.7	489	0.0	489	0.0	489	0.0	474	△ 3.1	474	0.0	
	地方譲与税	139	200	43.9	205	2.5	207	1.0	210	1.4	212	1.0	214	0.9	
	地方交付税	1,986	1,926	△ 3.0	1,902	△ 1.2	1,882	△ 1.1	1,860	△ 1.2	1,836	△ 1.3	1,810	△ 1.4	
	(参考)地方交付税 +臨財債	2,267	2,012	△ 11.2	1,987	△ 1.2	1,967	△ 1.0	1,946	△ 1.1	1,921	△ 1.3	1,895	△ 1.4	
	国庫支出金	970	1,025	5.7	724	△ 29.4	727	0.4	734	1.0	740	0.8	737	△ 0.4	
	県 債	878	676	△ 23.0	752	11.2	731	△ 2.8	724	△ 1.0	721	△ 0.4	711	△ 1.4	
	うち臨財債	280	85	△ 69.6	85	0.0	85	0.0	85	0.0	85	0.0	85	0.0	
	その他	691	627	△ 9.3	648	3.3	639	△ 1.4	602	△ 5.8	551	△ 8.5	547	△ 0.7	
	うち貸付金に 係る諸収入	378	353	△ 6.6	345	△ 2.3	345	0.0	345	0.0	345	0.0	345	0.0	
	計	5,965	5,943	△ 0.4	5,727	△ 3.6	5,683	△ 0.8	5,633	△ 0.9	5,552	△ 1.4	5,514	△ 0.7	
うち一般財源	3,803	3,774	△ 0.8	3,761	△ 0.3	3,744	△ 0.5	3,732	△ 0.3	3,699	△ 0.9	3,677	△ 0.6		
歳出	人件費	1,397	1,388	△ 0.6	1,282	△ 7.6	1,388	8.3	1,275	△ 8.1	1,384	8.5	1,288	△ 6.9	
	うち退職手当	143	155	8.4	54	△ 65.2	151	179.6	45	△ 70.2	151	235.6	62	△ 58.9	
	公債費	955	983	2.9	991	0.8	987	△ 0.4	987	0.0	976	△ 1.1	977	0.1	
	うち元金分	872	909	4.2	916	0.8	909	△ 0.8	906	△ 0.3	892	△ 1.5	890	△ 0.2	
	清算金交付金等	435	491	12.9	500	1.8	500	0.0	500	0.0	493	△ 1.4	493	0.0	
	社会保障関係経費	742	880	18.6	757	△ 14.0	762	0.7	766	0.5	770	0.5	775	0.6	
	投資的経費	1,144	1,093	△ 4.5	1,291	18.1	1,265	△ 2.0	1,261	△ 0.3	1,264	0.2	1,228	△ 2.8	
	補 助	847	761	△ 10.2	970	27.5	961	△ 0.9	960	△ 0.1	964	0.4	930	△ 3.5	
	単 独	297	332	11.8	321	△ 3.3	304	△ 5.3	301	△ 1.0	300	△ 0.3	298	△ 0.7	
	政策的経費	1,137	1,083	△ 4.7	764	△ 29.5	751	△ 1.7	730	△ 2.8	715	△ 2.1	710	△ 0.7	
	うち貸付金	381	355	△ 6.8	348	△ 2.0	348	0.0	348	0.0	348	0.0	348	0.0	
その他	243	223	△ 8.2	216	△ 3.1	216	0.0	217	0.5	218	0.5	216	△ 0.9		
計	6,053	6,141	1.5	5,801	△ 5.5	5,869	1.2	5,736	△ 2.3	5,820	1.5	5,687	△ 2.3		

財源不足額 (2基金繰入額)	△ 88	△ 198	/	△ 74	/	△ 186	/	△ 103	/	△ 267	/	△ 172	/
2基金繰入額 の積戻し等	159	80	/	80	/	80	/	80	/	80	/	80	/
積戻し後 年度末残高 ※2	374	256	/	262	/	156	/	133	/	△ 55	/	△ 147	/

実質県債残高 ※3	12,629	12,396	△ 1.8	12,232	△ 1.3	12,055	△ 1.4	11,873	△ 1.5	11,701	△ 1.4	11,523	△ 1.5
臨財債除き	8,443	8,374	△ 0.8	8,354	△ 0.2	8,320	△ 0.4	8,282	△ 0.5	8,254	△ 0.3	8,220	△ 0.4

※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 積戻し後年度末残高は、市場公募債の償還財源に係る積立額を除いた実質残高。

※3 実質県債残高は、県債残高から、市場公募債の償還財源として減債基金に積み立てる額に相当する額を除いた残高。

## 参考 推計の考え方

### 【歳入】

区 分	推 計 基 準
県 税 地方消費税清算金 地方譲与税	○ 令和5年度以降の税収は、国の名目経済成長率見込みを参考に推計した。(内閣府による「中長期の経済財政に関する試算(名目GDP成長率ベースラインケース(※))」を参考とした。) ※R4:3.6%、R5:1.5%、R6:2.0%、R7:1.7%、R8:1.2%
地 方 交 付 税	○ 基準財政収入額は上記県税の推計等を基に積算した。 ○ 基準財政需要額は、人口減少による影響等を踏まえて積算した。
国 庫 支 出 金	○ 事業費に連動して積算した。
県 債	○ 臨時財政対策債は、令和4年度並みとして推計した。 ○ その他の県債は、事業費に連動して積算した。

### 【歳出】

区 分	推 計 基 準
人 件 費	○ 職員数について、知事部局・警察職員・教職員ともに法律改正に伴う定年延長により、知事部局は一定程度増加することを見込み、警察職員は今年度とほぼ同数を見込み、教職員は子どもの数の減少に伴い一定程度減少していくものと見込み積算した。
公 債 費	○ 県債の既発分に係る元利償還金に、新規発行見込みに係る分を加えて積算した。
清算金交付金等	○ 歳入の地方消費税等と連動して推計した。
社会保障関係経費	○ 国の推計や、本県の若年者・高齢者の人口、高齢化の動向等を踏まえて積算した。
投 資 的 経 費	○ 想定される大規模事業を個別に積み上げて積算した。 ○ 大規模事業以外の補助事業は、毎年△3%として積算した。 ○ 大規模事業以外の単独事業は、毎年△10%として積算した。
政 策 的 経 費	○ 想定される大規模事業を個別に積み上げて積算した。 ○ 大規模事業以外の事業は、毎年△10%として積算した。